

○柏市スポーツ推進審議会条例

平成23年10月3日

条例第34号

改正 平成25年3月29日条例第15号

平成30年12月21日条例第40号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定により、柏市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するものを行うほか、市長の諮問に応じ、法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

(平30条例40・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) スポーツ関係団体の代表者
- (3) スポーツに関する医師又は歯科医師
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平25条例15・平30条例40・一部改正)

(部会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(平25条例15・追加)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例15・旧第4条繰下, 平30条例40・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 公布の日から施行する。

(柏市スポーツ振興審議会条例の廃止)

2 柏市スポーツ振興審議会条例(昭和38年柏市条例第12号)は, 廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日から平成25年5月31日までの間に審議会の委員に委嘱される者(補欠委員として委嘱される者を除く。)の任期は, 第3条第2項の規定にかかわらず, 平成25年5月31日までとする。

附 則(平成25年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は, 平成25年6月1日から施行する。ただし, 次項の規定は, 公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の柏市スポーツ推進審議会条例の規定により新たに柏市スポーツ推進審議会の委員として委嘱するために必要な手続その他の行為は, この条例の施行の日前においても行うことができる。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

3 柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)の一部を次のように改正する。  
別表教育委員会の項柏市スポーツ障害予防委員会及びその専門委員会の目を削る。

附 則(平成30年条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は, 平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際教育委員会がした処分, 手続その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為のうち, 施行日以後この条例の規定により市長が管理し, 及び執行することとなる事務に係るものは, 施行日以後においては, 市長のした処分, 手続

その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。